

令和4年7月11日

原油価格高騰等に対する市独自の事業者支援を開始 ～竹原市中小企業者等緊急一時支援金の申請を7/11～受付～

1 概要

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等の負担を軽減するため、市内の中小法人・個人事業主及び農業者・漁業者に対する竹原市独自の支援金「竹原市中小企業者等緊急一時支援金」申請の受付を開始します。

2 竹原市中小企業者等緊急一時支援金の概要

給付金額	1事業者一律10万円
給付対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者を対象とする。 (1) 市内に所在する事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人又は個人事業主の内、次のいずれかに該当する者(年間売上が120万円以上の者に限る)。 ただし、「竹原市地域公共交通燃料費高騰緊急支援金」の給付決定を受けた者は除く。 ア 国の「事業復活支援金」の給付を受けている者 イ 広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」(令和4年1月分～3月分のいずれか)の給付を受けている者 ウ 令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が、平成31年1月から令和3年3月までの同月と比較して20%以上減少した者 ※令和3年4月以降に創業の場合は比較月等異なる。 (2) 次期作付け等を検討している農業者(認定農業者など)であって、令和3年分の農業に係る年間の売上が120万円以上である者 (3) 芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者であって、漁業に係る令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が、漁業に係る平成31年1月から令和3年3月までの同月と比較して20%以上減少した者(年間売上が120万円以上である者に限る。)
申請方法	申請書に必要書類を添えて郵送 ※申請書様式は竹原市ホームページからダウンロードしてください。
申請期間	令和4年7月11日(月)から令和4年9月30日(金)※当日消印有効

問い合わせ

総務企画部 産業振興課 商工観光振興係 担当：中原・中津

T E L 0846-22-7745 F A X 0846-22-1113